

広島県選挙管理委員会告示第十四号

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

広島県選挙管理委員会規程（昭和三十六年選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同条第三項中「あつた」を「あつた」に改め、「もつて」を「もつて」に改める。

第三条中「あつた」を「あつた」に改める。

第四条中「有しなくなつたとき」を「有しなくなつたとき」に改める。

第十一条を削る。

第十二条中「及び支局」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び支局」を削り、「技師、専任技術員、主任技術員及び技術員」を「及び技師」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十二条とする。

第十四条中「もつて」を「もつて」に改め、「支局長、支局長補佐」を削り、「技師、専任技術員、主任技術員及び技術員」を「及び技師」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第十項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「技師、専任技術員、主任技術員及び技術員」を「及び技師」に改め、同項を同条第九項とし、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

別表を削る。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。